

# 令和 6 年度

(令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月)

## 環境経営レポート

— エコアクション 21 —



限りある資源を大切に

(株)高橋産商は地球にやさしい企業を目指しています。

令和 7 年 5 月 1 日作成

株式会社 高橋産商

# 目 次

## 頁

目次	1
環境経営方針	2
1. 事業の概要	3
(1) 事業所名及び代表者	
(2) 所在地	
(3) 環境保全関係責任者及び担当者の連絡先	
(4) 事業内容	
(5) 事業の規模	
(6) 会社設立	
(7) 資本金	
2. 許可内容	4～8
3. 施設等の状況	9～10
4. 組織図	11
5. 環境経営目標(令和4年度～令和6年度)	12
6. 環境経営目標の達成に向けての活動計画、並びに達成状況と評価	13～16
7. 環境法規制等の遵守状況など	17～18
8. 教育訓練の記録及び社会貢献活動記録	19～20
9. 代表者による評価と見直し	21

# 環 境 経 営 方 針

## 基 本 理 念

“限りある資源を大切にし、「安全・安心・信頼」のおける仕事をし、広く社会に貢献する”の企業理念の下、エコアクション21を強く推し進め、持続可能な社会の実現へ向けて環境活動の継続的改善に取り組みます。

## 行 動 指 針

1. 事業活動において、法律、条例、地元協定および自主規制を順守します。
2. SDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいきます。
3. 委託された廃棄物は適正かつ安全な処理を行い地域環境との調和を目指します。
4. 事業活動に伴う環境負荷（二酸化炭素、排水量）の低減に取り組み、環境への配慮に努めます。
5. 全社員に、環境に対する意識を周知徹底すると共に、環境意識の向上を図ります。  
また、積極的に情報を開示します。

令和2年4月1日

株式会社 高橋産商

代表取締役 高橋信参

## 1. 事業の概要

### (1) 事業所名及び代表者

株式会社 高橋産商  
代表取締役 高橋信参

### (2) 所在地

本 社 〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目5番12号  
営 業 所 〒333-0811 埼玉県川口市戸塚1-4-29-405  
駐 車 場 〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目5番1号

### (3) 管理責任者及び担当者の連絡先

環境管理責任者 高畠 真澄  
担当者 高畠 真澄  
連絡先 電話: 048-652-8884  
FAX: 048-652-0715

### (4) 事業内容

一般廃棄物の収集運搬業務、産業廃棄物収集運搬業務、産業廃棄物中間処理業務、段ボール及び古紙の収集運搬業務

### (5) 事業の規模

活動規模	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般廃棄物収集運搬量	t	5,766	6,545	6,115
(内訳) 再資源化ごみ	t	123	1,104	1,152
可燃ごみ	t	5,260	5,106	4,701
不燃ごみ	t	0	0	0
缶・ビン類・ペットボトル (再資源化量)	t	383	334	263
(内訳) 缶	t	56	57	116
ビン類	t	159	121	2
ペットボトル	t	168	156	145
紙類(再資源化量)	t	2,396	2,330	2,327
(内訳) 新聞紙	t	6	0	1
段ボール	t	1,980	2,315	2,292
その他紙	t	410	15	35
産業廃棄物収集運搬量	t	5,729	6,886	5,815
(内訳) 発泡スチロール	t	222	207	186
その他	t	5,507	6,679	5,629
中間処理量				
(内訳) 発泡スチロール	t	222	207	200
売上高	百万円	696	739	766
従業員	人	59	57	58
事業所延べ床面積	m <sup>2</sup>	265	265	265
事業所敷地面積	m <sup>2</sup>	1,051	1,051	1,051
駐車場面積	m <sup>2</sup>	2,062	2,062	2,062

排出事業者から収集運搬した数値です。

(6) 会社設立 昭和52年5月1日

(7) 資本金 1,500万円

## 2. 許可内容

### (1) 産業廃棄物処分業

令和 6 年 5 月 13 日

	さいたま市
許可番号	10120001217
許可年月日	令和 4 年 12 月 8 日
有効期限	令和 9 年 11 月 8 日
事業の範囲	溶融減容
許可品目	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る）

### (2) 有資格者

令和 7 年 5 月 1 日

資 格 種 類	取 得 者 数
産業廃棄物中間処理施設技術管理士	2 名
"　焼却施設　　"	1 名
"　最終処分場　　"	1 名
"　破碎・リサイクル　　"	1 名
"　有機性廃棄物資源化施設　　"	1 名
産業廃棄物収集運搬業許可講習会修了者	7 名
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可講習修了者	2 名
"　管理責任者講習修了者	2 名
産業廃棄物処分業許可講習修了者	2 名
産業廃棄物等実務管理者講習修了者	1 名
運行管理資格者	1 名
衛生管理者	1 名
E C O 検定修了者	4 名
緑化エコ養成講座修了者	1 名
グリーン購入講座修了者	1 名
普通救命講習 I 修了者	15 名
リサイクルマスター3級修了者	13 名

## (3) 産業廃棄物収集運搬業

令和7年5月13日現在

	埼玉県	東京都	千葉県	茨城県	栃木県
許可番号	01101001217	1300001217	01200001217	00801001217	00900001217
許可年月日	令和5年1月6日	令和5年1月22日	令和5年11月26日	令和6年11月11日	令和6年9月21日
有効期限	令和9年11月8日	令和10年1月21日	令和10年10月24日	令和11年9月13日	令和11年9月20日
車輌登録台数	52台	52台	34台	35台	35台
許可品目 (燃え殻)	○				
(汚泥)	○	○	○	○	○
(廃酸)	○			○	○
(廃アルカリ)	○			○	○
(廃油)	○	○	○	○	○
(廃プラスチック類)	○	○	○	○	○
(紙くず)	○	○	○	○	○
(木くず)	○	○	○	○	○
(繊維くず)	○	○	○		
(動植物性残さ)	○	○	○	○	○
(金属くず)	○	○	○	○	○
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	○	○	○	○	○
(がれき類)	○ <sup>注1</sup>	○ <sup>注1</sup>	○ <sup>注1</sup>	○	○

	群馬県	神奈川県	愛知県	福島県
許可番号	01000001217	01400001217	02300001217	00707001217
許可年月日	令和6年9月10日	令和5年11月15日	令和6年9月18日	令和4年1月25日
有効期限	令和11年9月9日	令和10年7月22日	令和11年8月4日	令和9年1月24日
車輌登録台数	35台	33台	10台	35台
許可品目 (燃え殻)		○	○	
(汚泥)	○	○	○	○
(廃酸)	○	○	○	○
(廃アルカリ)	○	○	○	○
(廃油)	○	○	○	○
(廃プラスチック類)	○	○	○	○
(紙くず)	○	○	○	○
(木くず)	○	○	○	○
(繊維くず)	○	○	○	○
(動植物性残さ)	○	○	○	○
(金属くず)	○	○	○	○
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	○	○	○	○
(がれき類)	○	○ <sup>注1</sup>	○ <sup>注1</sup>	○ <sup>注1</sup>

<sup>注1</sup> 1 … 石綿含有産業廃棄物を含む。

(4) 特別管理産業廃棄物収集運搬業

	埼玉県
許可番号	01150001217
許可年月日	令和4年9月21日
有効期限	令和9年8月14日
車両登録台数	11台
許可品目 (廃油)	○
(廃酸)	○
(廃アルカリ)	○
(感染性産業廃棄物)	○

## 一般廃棄物収集運搬業許可一覧表

令和7年5月1日

許可自治体	許可番号	許可証内容	許可年月日	有効期限	取り扱う廃棄物の種類
1 さいたま市	さいたま市廃許可第142号	一般廃棄物処理業許可証	R5年7月1日	R9年3月31日	事業ごみ、一時多量ごみ、特定家庭用機器廃棄物、道路公園等清掃ごみ、食品廃棄物
2 上尾市	第45号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R7年4月1日	R9年3月31日	一般廃棄物（し尿を除く）、食品廃棄物
3 東松山市	東松産廃第0311018号	許可証	R7年4月1日	R9年3月31日	一般廃棄物（ごみ）
4 志木市	許可第7-4号	志木市一般廃棄物処理業許可証	R7年4月1日	R9年3月31日	一般廃棄物
5 吉見町	吉衛許可第14号	一般廃棄物処理業許可証	R7年4月1日	R9年3月31日	可燃ごみ
6 坂戸市	許可第1305号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R7年4月1日	R9年3月31日	燃やせるごみ、燃やさないごみ、資源紙、資源カン、資源BIN、資源紙
7 西東京市	許可一廃第7-4号	許可証	R7年4月1日	R9年3月31日	事業系一般廃棄物
8 熊谷市	熊廃許可第210号	熊谷市一般廃棄物収集運搬業許可証	R5年10月1日	R7年9月30日	一般廃棄物（ごみ）
9 春日部市	春日部市許可第051030号	一般廃棄物処理業許可証	R5年10月1日	R7年9月30日	春日部市内全域における一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ）
10 鴻巣市	鴻環収運許第2-17号	一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可証	R6年4月1日	R8年3月31日	一般廃棄物収集運搬
11 桶川市	桶指令環セ第1-20号	一般廃棄物処理業許可証	R6年4月1日	R8年3月31日	一般廃棄物（ごみ）
12 川口市	指令資循 第20号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R6年4月1日	R8年3月31日	ごみ、粗大ごみ
13 川越市	許可番号第25号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R6年4月1日	R8年3月31日	事業系一般廃棄物（ごみ）
14 北本市	北市環許第6-10号	一般廃棄物処理業許可証	R6年4月1日	R8年3月31日	一般廃棄物（事業系）
15 久喜宮代衛生組合	久宮衛指令第7号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R6年4月1日	R8年3月31日	一般廃棄物（ごみ）
16 狹山市	第38号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R6年4月1日	R8年3月31日	事業ごみ、
17 蓮田白岡町衛生組合	11808-10-018	一般廃棄物処理業許可証	R6年4月1日	R8年3月31日	一般廃棄物（登録事業所から発生する事業系ごみに限る）
18 所沢市	許可番号第20号	所沢市一般廃棄物収集運搬業許可証	R6年4月1日	R8年3月31日	ごみ
19 富士見市	許可第157号	一般廃棄物処理業許可証	R6年4月1日	R8年3月31日	事業系一般廃棄物全般
20 新座市	許可第6-10号	一般廃棄物処理業許可証	R6年4月1日	R8年3月31日	ごみ（可燃・不燃・粗大）、リサイクル資源、食品サーキル

21	東久留米市	6 許可第 26 号	許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	厨芥類・紙屑・木屑
22	清瀬市	許可 06 第 4 号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	可燃ごみ・紙くず・食品残さ等
23	羽生市	第 3 号	許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	ごみ
24	伊奈町	伊奈町 許可第 7 号	一般廃棄物処理業許可書	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	ごみ（可燃物、不燃物）
25	入間市	入間市許可第 21 号	入間市一般廃棄物処理業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	ごみ
26	朝霞市	第 19 号	一般廃棄物処理業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	ごみ（食品廃棄物に限る）
27	埼玉西部環境保全組合	第 6-29 号	一般廃棄物処理業許可証	R6 年 11 月 8 日	R8 年 11 月 7 日	一般廃棄物

管理責任者：高橋信参

### 3. 施設等の状況

#### (1) 収集運搬関係

##### 運搬車両

令和7年5月13日

用途	車種	台数	用途
収集運搬車両	パッカー車	40台	産業廃棄物・一般廃棄物
収集運搬車両	平ボディ及びウィング車 バン	17台	産業廃棄物・一般廃棄物
収集運搬車両	脱着式コンテナ車	2台	産業廃棄物
発泡処理	発泡減容車	1台	産業廃棄物
フォークリフト	トヨタ 1.8t (充電式)	1台	運搬・積込み

※発泡スチロールは、(株)高橋産商にて処理しておりますが、それ以外の品目はすべて他の中間処理業者に処理を委託しております。

収集運搬量につきましては、令和6年度に委託された一般廃棄物の収集運搬量は6,115t  
(内訳:再資源化ごみ1,152t、可燃ごみ4,701t)であります。

缶・BIN・ペットボトル類は258t (内訳:缶111.5t、BIN類2t、ペットボトル144.5t)であります、紙類等は2,327t (内訳:新聞紙0t、段ボール2,292t、その他紙35t)であります。受託した産業廃棄物は5,829t (内訳:発泡スチロール200t、その他5,629t)を収集運搬しております。

#### (2) 中間処理関係

##### 中間処理施設

施設名	処理能力	許可年月日及び有効期限	用途
シグマ EAP-1500SS-AC (固定式)	1.2t/日	許可 令和4年12月8日 有効期限 令和9年11月8日	溶融・減容
山本製作所RE-1500 (車載式)	1.2t/日	許可 令和4年12月8日 有効期限 令和9年11月8日	溶融・減容

#### (参考) 廃棄物処理料金

処理料金につきましては、種類、量により計算致します。

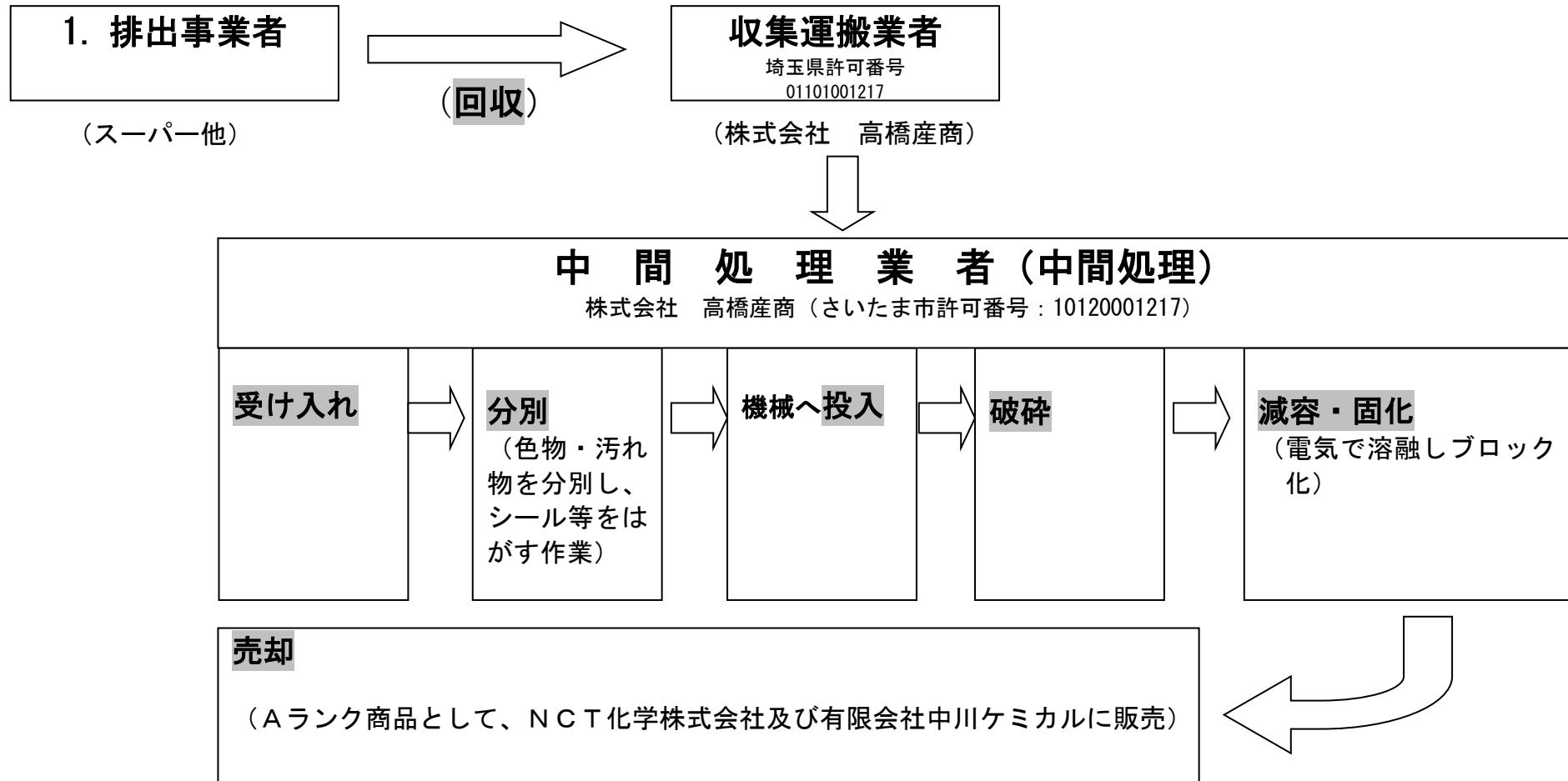
なお、お見積りも致しますので下記担当までご連絡下さい。

営業担当者 高橋信参

電話 : 048-652-8884

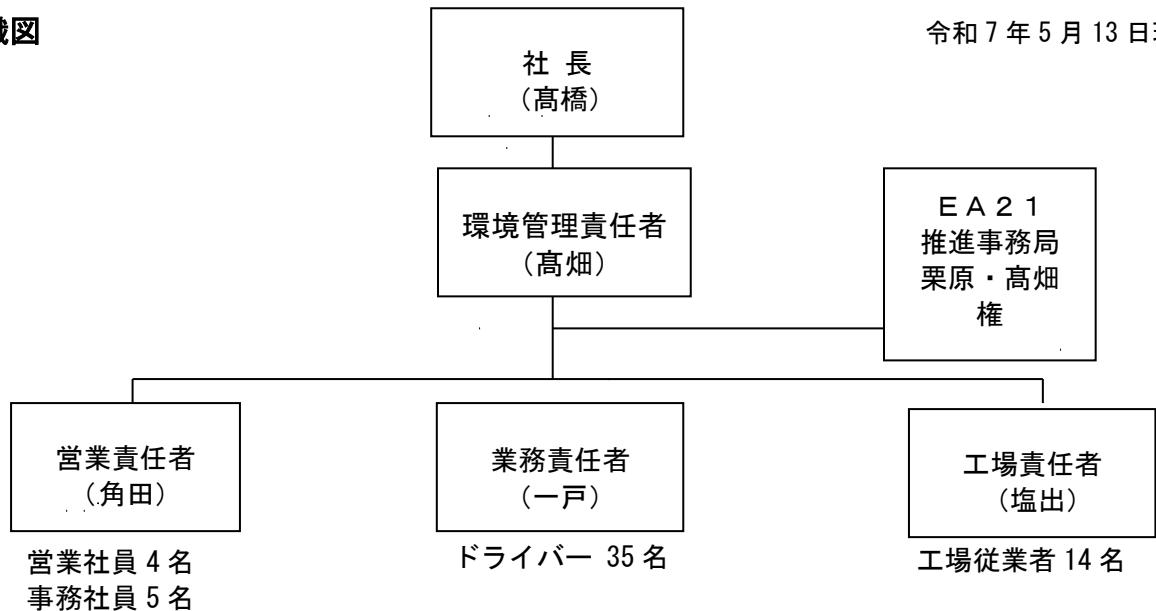
FAX : 048-652-0715

# 中間処理業 処理フロー (発泡スチロール)



#### 4. 組織図

令和7年5月13日現在



役割・責任及び権限	
1. 社長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境方針を定める。</li> <li>・環境管理責任者の任命</li> <li>・EA21の評価と見直し及び指示</li> <li>・事故及び緊急事態発生の対応及び指示</li> </ul>
2. 環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EA21の構築・運用実施及び推進・周知徹底</li> <li>・全社目標を設定し、実施状況を評価し社長に報告する。</li> <li>・苦情処理の対応実施</li> <li>・環境関連法対応の遵守徹底</li> </ul>
3. 営業責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EA21を取引先にアピールする。</li> </ul>
4. 業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライバーの教育、会議の実施及び報告</li> <li>・ドライバー及び車両の安全管理の徹底</li> <li>・緊急事態発生を社長に報告する。</li> </ul>
5. 工場責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境の改善。</li> <li>・5S（整理・整頓・清掃・清潔・誠実（当社の5S）の徹底。</li> </ul>
6. EA21推進事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理責任者の指示事項徹底</li> <li>・環境管理データの収集</li> <li>・文書作成</li> <li>・5R（①リデュース・発生抑制②リユース・再使用③リサイクル・再生利用④リフューズ・不要な物を貰わない、貰わない⑤リペア・修理して使う）の周知徹底</li> </ul>

5. 環境経営目標（令和4年度～令和6年度）

		令和3年度（基準年度）		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		総量	目標2%減（98%）	目標3%減（97%）	目標4%減（96%）	
環境配慮	電力の削減 (kWh)	78,183kWh	76,620kWh	75,837kWh	75,055kWh	
	収集運搬車の燃料削減 (ℓ)	272,546ℓ	267,095ℓ	264,369ℓ	261,644ℓ	
	総排水量削減 (m³)	975m³	956 m³	946 m³	936 m³	
	二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO₂)	737,479kg-CO₂	730,104 kg-CO₂	722,729 kg-CO₂	715,535 kg-CO₂	
	一般廃棄物排出の削減 (kg/年)	470 kg	465 kg	460 kg	455 kg	
	産業廃棄物の削減 (kg/年)	1,440 kg	1,425 kg	1,411 kg	1,396 kg	
リサイクル率の向上	発泡スチロールの再生量の増大 総量(t/年) 毎年1%増やす	269 t	271t	273t	275t	
人材確保	人材の増員を行い質の高いサービスを目指す。 前年度+1名増員		+1名/年	+1名/年	+1名/年	

・数値設定の考え方は、下記のとおりです。

平成27年度の東京電力二酸化炭素排出係数：0.441 kg-CO₂/kWh ワタミエナジー二酸化炭素排出係数：0.438 kg-CO₂/kWh

・化学物質は取扱っておりません。

## 6. 環境経営目標の達成に向けての活動計画並びに達成状況と評価

### 1. 電力の削減

活動項目	対象者	活動時期
1. 空調の適温化 2. 不使用機器のコンセントを抜く 3. 使用しない場所の照明は消灯する 4. 使用しない時の PC モニター電源 OFF 5. クールビズ、ウォームビズ運動 6. 未使用・非稼働設備の電源 OFF	全従業員	通年

### 2. 収集運搬車の燃料軽油削減

活動項目	対象者	活動時期
1. 車両の点検、メンテナンス徹底 2. アイドリングストップの徹底 3. 効率の良い配車を計画する 4. 効率の良いルートを計画 5. 急加速・急停車の防止 6. KEEP38 運動 7. 事故ゼロ運動	担当者	通年

### 3. 総排水量の削減

活動項目	対象者	活動時期
1. 洗車時・清掃時の雨水の有効活用 2. 細目に水を止める 3. 節水に留意する	全従業員	通年

### 4. 二酸化炭素排出量の削減

活動項目	対象者	活動時期
1. 車両の点検、メンテナンス徹底 2. アイドリングストップの徹底 3. 効率の良い配車を計画する 4. 効率の良いルートを計画 5. 急加速・急停車の防止 6. KEEP38 運動 7. 事故ゼロ運動	担当者	通年

## 5. 一般廃棄物の削減

活動項目	対象者	活動時期
1. 分別による古紙のリサイクル化 2. ミスコピーの防止 3. 両面印刷 4. 廃棄物置場の整理整頓	全従業員	通年

## 6. 産業廃棄物の削減

活動項目	対象者	活動時期
1. 分別の徹底 2. 排出事業者に分別と異物除去の要請 3. 廃棄物置場の整理整頓	全従業員	通年

## 7. 発泡スチロール資源化の推進

活動項目	対象者	活動時期
1. 排出事業者へ再資源化の呼びかけ 2. 新規取引先の開拓	担当者	通年

## 8. 人材確保

活動項目	対象者	活動時期
1. ホームページの有効活用 2. 求人媒体の活用	担当者	通年

## 達成状況と評価

〈削減活動〉

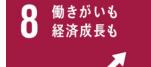
評価日 令和7年5月1日

取り組み項目	達成状況 (年度末で考える)	評価 (結果と今後の方向)	評価者	SDGsの取り組み
電力の削減	目標：75,055kWh  令和6年度実績 69,049kWh 目標値比-8.1%	目標に対して8.1%削減出来た。  節電に対する意識も強く、今回も目標達成へと繋がった。 引き続き、節電に対する意識の向上を持続し、節電へと取り組んで行きたい。	高畠	 
収集運搬車の燃料軽油削減	目標：261,644ℓ  令和6年度実績 289,341ℓ 目標値比+9.5%	目標に対し、+9.5%増加という結果になった。 収集運搬量の増加に伴い、走行距離が増えた為。  引き続きエコドライブを推進し、燃料費削減に取り組んでいきたい。  事故ゼロ運動を定期的に開催し、安全運転の徹底を促し、更なるエコドライブの推進をする。	高畠	 
総排水量の削減	目標：936 m³  令和6年度実績 657 m³ 目標値比 -30%	目標に対し、23.8%削減出来た。  節水に対する意識が持続し、今回も達成へと繋がった。この結果を糧にまた取り組んで行きたい。	高畠	
二酸化炭素排出量の削減	目標：715,535 kg-CO2  令和6年度実績 794,778kg-CO2 目標値比 +11%	目標に対し、+11%という結果になった。  電力の削減は出来ている為、徹底してアイドリングストップやエコドライブを推進する。効率的な回収ルートの構築をする。	高畠	 

一般廃棄物の削減	目標 : 455 kg/年	目標に対し、23%削減出来た。	高畠	<b>12</b> つくる責任 つかう責任 
	令和 6 年度実績 350kg/年 目標値比 -23%	この結果を糧に、更に分別の指導及び、リサイクルの推進運動の徹底を行いたいと思います。		<b>13</b> 気候変動に 具体的な対策を 
産業廃棄物の削減	目標 : 1, 396 kg/年  令和 6 年度実績 1, 235 kg/年 目標値比 -12%	目標に対し、12%削減出来た。  分別により更に、産業廃棄物の削減へと取り組んで行きたい。	高畠	<b>12</b> つくる責任 つかう責任 

評価日 令和 6 年 5 月 1 日

〈プラス方向の活動〉

取り組み項目	達成状況	評価 (結果と今後の方向)	評価者	SDGs の取り組み
発泡スチロール 資源化の推進	目標 : 275 t / 年  令和 5 年度実績 200 t / 年 目標値比 -28%	目標に対し-28%でした。  小売店や飲食業からの回収量が減少した事が要因。再度、取引様にリサイクルの啓発を促す。	高畠	<b>12</b> つくる責任 つかう責任 
人材確保	目標 : +1 名 / 年  令和 6 年度実績 -1 名 / 年 目標値比 0 名	目標に対し-1 名でした。  今後も継続的にホームページの活用や求人検索の上位になる様に変更をしています。	高畠	<b>8</b> 働きがいも 経済成長も 

※化学物質は取扱っておりません。

## 7. 環境関連法規制等の遵守状況

法令改正及び遵守状況確認日 令和7年5月13日  
代表取締役 高橋信参

適用される環境関連法規制等遵守状況は、次のとおりです。

<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	—
-----------------------	----------------------------------	---

法規制等	具体的な要求事項	評価事項	結果
廃棄物処理法（一般廃棄物）	・第7条 各自治体の許可取得	・2年に1回更新	○
	・第7条 排出事業者との契約の締結	・契約書、覚書の有無	○
食品リサイクル法	・第11条 排出事業所自治体食品リサイクル許可申請	・毎月の運搬量の報告	○
家電リサイクル法	・第45条 家電リサイクル券の管理（自社分） 自社使用の家電の廃棄の有無	・自社使用分の家電の廃棄は無	—
小型家電リサイクル法	・第7条 廃棄時、認定事業者に適切に引渡し処理（自社分）	・自社使用分の小型家電の廃棄は無	—
第137号 廃棄物処理法（産業廃棄物）	・第14条 各自治体の許可取得	・5年に1回の更新	○
	・第14条 排出事業者との契約の締結	・契約書、覚書の有無	○
	・第12条の第3項 紙マニフェストの管理	・5年間保存	○
	・第12条の第3項 電子マニフェストの管理	・JWNET一括管理	○
	・第12条の第3項 紙マニフェストの発行	・収集運搬時の紙マニフェストの携帯	○
	・第12条の第3項 電子マニフェストの発行	・収集運搬時の受け渡し確認票の携帯	○
	・第12条の第3項 産業廃棄物管理票交付等状況報告書	・所轄行政機関への届出（毎年6月末）	○
	・第14条の第1項 産業廃棄物の収集運搬及び処分の実績報告書	・収集運搬は埼玉県へ、処分はさいたま市へ実績報告書の届出（毎年6月末）	○
道路交通法	・第70条・第71条 道路交通法遵守	・安全運転の励行と教育	○
	・第8条 道路通行禁止区域の通行許可	・所轄2警察署許可更新（毎年）	○
道路運送車両法	・第48条 日常点検の励行	・日常点検表記入の励行	○
	・第48条 定期点検の実施	・記録簿の管理	○
	・第47条の第2項 運行前・後点検の実施	・記録簿の管理	○
	・第48条 運行日報、タコグラフの記入の励行	・日報、タコグラフの管理	○
自動車リサイクル法	・第2条 使用済み自動車のリサイクル（自社分）	・自社使用車はリースの為、該当無	—

NOx・PM法	・第40条 粒子状物質排出基準適合	・8都県指定粒子状物質減少装置	○
埼玉県生活保全環境条例	・第40-42条 アイドリングストップ掲示板	・アイドリングストップ掲示板を構内及び駐車場に設置	○
東京都環境確保条例	・第34条の第2項・第37条 東京都適合車標章交付申請 ・第51条 エコドライブの実施	・東京都適合車両交付 ・加減速時の運転、アイドリングストップの教育	○ ○
騒音規制法	・第5条 工場機械稼時の騒音と機械メンテナンス	・午前9時から午後4時30分まで及び稼動前後の給油	○
悪臭防止法	・第4条 塵芥車の清掃	・洗車後の防虫消臭剤の噴霧	○
下水道法	・第12条 車両、工場等の清掃	・油分分離装置の設置	○
消防法	・第10条の第2項 消火器の設置	・事務所、休憩室及び工場、有効期限の確認交換	○
フロン排出抑制法	・第16条 業務用エアコンの使用	・簡易点検	○

- ・環境関連法規制等の遵守状況を評価した結果、環境法規制に関する違反及び関係当局よりの指摘はありませんでした。  
また、提訴並びに外部からの苦情は会社設立以来ありませんでした。
- ・表上部の評価に関して、○は適合、×は不適合、—は該当無しという意味です。
- ・第14条の第1項 産業廃棄物の収集運搬及び処分の実績報告書に関して、各都県(埼玉県、さいたま市、東京都、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、愛知県、福島県)への届出も同様です。

## 8. 教育訓練の記録

### (1) 消火訓練

- ・実施日 令和6年9月2日
- ・場所 弊社構内（洗車場前）
- ・対象 担当者とドライバー（24名）
- ・内容 消火器による消火訓練（手順の改正は無）

担当者の指示による消火準備



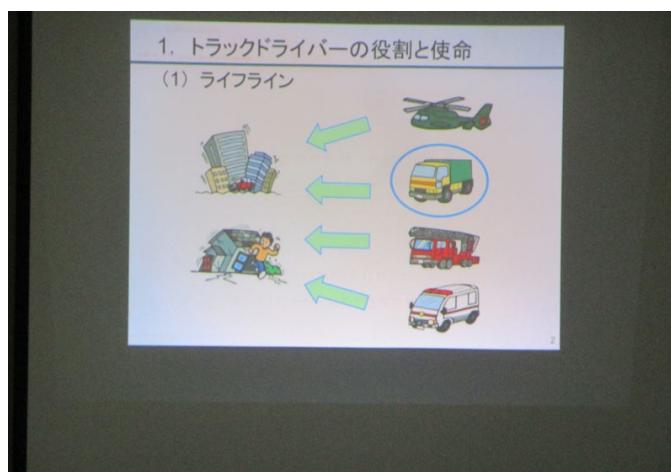
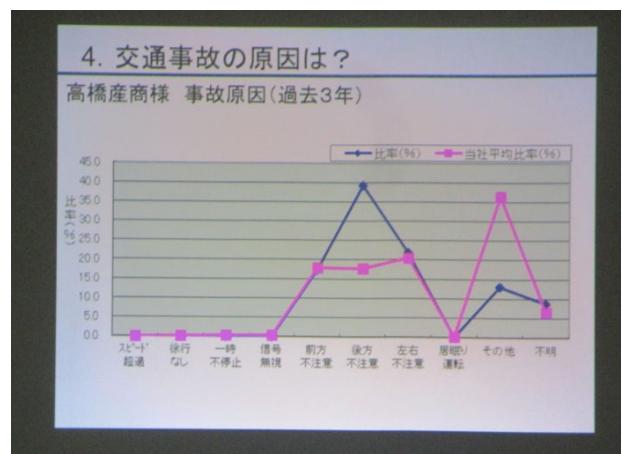
目標に向けてホースしっかり握り消火



### (2) 安全運転講習会

- ・実施日 令和6年3月12日
- ・場所 自動車販売会社 会議室
- ・対象 ドライバー
- ・講習内容 ドライブレコーダーなどの事故映像から危険や事故について学ぶ

講習会風景



### (3) 社内勉強会

- ・実施日 令和7年5月2日（月1回、第3木曜日に実施）
- ・場所 休憩室
- ・対象 全ドライバー
- ・講習内容 会社からの伝達事項、各部門の問題、ドライバーからの提案



### (4) 地域貢献活動

- ・活動内容 事務所及び弊社駐車場周囲の清掃活動
- ・活動日 毎月第3週の間内

弊社駐車場の清掃活動  
(毎月1回)



弊社駐車場周囲道路の清掃活動  
(毎月1回)



## (5) その他の活動

- ・実施日 令和 7 年 6 月 2 日
- ・活動内容 ガーデニング(ゴーヤ・ユリ)

まだ成長途中でしたが、綺麗な花が咲きました。



## (6) 減容機入れ替え

- ・減容機名 : エコアクションパッカーSS
- ・導入日 : 平成 28 年 9 月 26 日

エコアクションパッカーSS(本体)



メインスイッチ



## 9. 代表者による評価と見直し

令和7年5月1日

株式会社 高橋産商  
代表取締役 高橋信参

(活動期間 令和6年4月～令和7年3月)

### 1. 全体の評価

令和6年度においては、環境負荷の低減を目的とした様々な取り組みを推進してまいりました。主に電力・排水量・廃棄物の削減といって目標においては、前年に引き続き一定の成果を上げるごとが出来ました。これは全従業員が環境意識を持ち日常業務の中で継続的に努力を重ねてきた結果であり、高く評価致します。

特に、電力消費量が目標値比で8.1%削減、総排水量は30%削減、一般・産業廃棄物の削減も順調に進捗している点は業務改善と環境配慮が両立出来ていると捉えております。

一方、燃料使用量とCO<sub>2</sub>排出量ともに目標値を超過し増加傾向にあります。これは収集運搬量の増加、回収ルートの増設が起因しています。このエネルギー一起因の環境負荷は当社にとって大きな課題です。今後、より実効性の高いエコ運転や安全運転教育の徹底、回収ルートの最適化を図り省エネ活動の強化に努めたいと思います。

また、発泡スチロール資源化量の減少や人材確保の目標未達成も、当社の持続的成長を考えると見過ごせない課題です。取引先や地域との連帯強化を通じて資源循環の重要性と仕組みを再構築すると共に、採用活動においては当社の魅力発信やより厚い福利厚生等により、人材確保に向けた取り組みを継続してまいります。

今後もSDGsの理念を事業活動の基本として、中長期的な視点で環境経営を推進し、地域社会と共に発展する企業を目指していきます。

### 2. 見直し及び変更指示

項目	見直し及び変更
環境経営方針	変更なし
環境経営目標	R6を基準年とし、原単位による北票を採用する
環境経営計画	電力・燃料使用量・排水量・廃棄物排出の削減、発泡スチロール資源化の推進、人材確保の取組み、コンプライアンス徹底を指示
実施体制	前年同様
環境教育・訓練実施計画	前年同様に教育と訓練実施